

第3回基山町総合教育会議

(要点筆記)

日 時：平成27年11月4日（水）午前10時00分～12時00分

場 所：基山町役場 4階大会議室

出席委員：6人

小森町長、大串教育長、田口教育委員長
佐藤委員、本山委員、中島委員

欠席委員：0人

事務局：10人

総務企画課：酒井課長、伊藤主査、下川主査

教育学習課：内山課長、佐藤係長、江島教育指導主事

まちづくり課：熊本課長、井上係長

こども課：鶴田課長、山本係長

傍聴者：2人

1 開会

2 町長あいさつ

3 教育委員長あいさつ

4 議題

(1) 基山町教育大綱（素案）について

(2) その他

1 開会

事務局進行

2 町長あいさつ

省略

3 教育委員長あいさつ

省略

町長進行

4 議題

－事前質問－

- ・町長部局と教育委員会の関係はどうなるのか。
⇒総合教育会議において、町長が教育委員会と意見の調整を行い、町長の教育の方向性を示した教育大綱を策定することになる。首長と教育委員会の意見が合わない場合、法律では、教育行政については、教育長が方針を持って独自の行政機関としての立場として教育を行うこととなっている。
- ⇒今後は首長の意向により教育長を任命することになる。新教育長は教育委員会すべての総括責任者になるが、現在のとおり合議制には変わりはない。
- ⇒町長は、総合教育会議において教育大綱を策定し、教育の方向性の指針を示す。教育行政においては、町長の指名を受けた教育長が教育委員会をリードしながら、教育行政を行うこととなり、総合教育会議において、町長と教育委員会が意見交換を行うことができると考えている。
- ・教育の基本方針は、教育大綱との関係はどうなるのか。
⇒教育大綱は教育の方向性を定めるもので、基本方針は大綱の下に位置づけるものとなる。
- ・第5次基山町総合計画と教育大綱との関係はどうなるのか。
⇒第5次基山町総合計画に沿った内容で、教育大綱を策定することとなる。

(1) 基山町教育大綱（素案）について

事務局より説明

－意見等－

- ・教育大綱において、町長の強い思いはどこに記載しているか。
⇒P1の「はじめに」の4段落に記載している。
- ・P3基本目標1「生きる力を育む学校教育の充実」のなかで、食育の記載内容について、栄養教育を中核としたという記載を省けないか。
⇒「栄養教育を中核とした」の削除を行う。

- ・ P 2 (3) 教育の方向性の記載について、教育の対象が子どもや若者たちと記載されている。教育の対象は、子どもから高齢者までと考えているが対象は、どうなるのか。
 ⇒記載を、子どもから大人までに変更を行う。
- ・ P 6 基本目標 5 「多彩な文化芸術の振興」(2) の記載について、「少子高齢化の進展により、次世代の伝統文化の担い手不足のため継承が難しくなることが予測されるため、子どもたちにふるさとの優れた伝統文化や歴史遺産に触れる機会をつくる仕組みづくりを進めます。」の表現が分かりにくいのではないか。
 ⇒「少子高齢化による担い手不足のため、次世代への伝統文化の継承が難しくなることが予測されます。そのため、ふるさとの優れた伝統文化や歴史遺産に触れる機会をつくる仕組みづくりを進めます。」に訂正を行う。
- ・ P 8 基本目標 7 「町の文化的情報拠点による多世代の学びの推進」の記載について、新図書館と記載する必要があるのか。
 ⇒新図書館を図書館に訂正を行う。
- ・ P 8 基本目標 7 「町の文化的情報拠点による多世代の学びの推進」(1) の記載について、「これからの時代に必要とされる人材を育成する環境を整備していきます。」の表現は適切なのか。
 ⇒「これからの時代に必要な学びの環境を整備していきます。」に訂正を行う。

(2) その他

(事務局)

パブリックコメントを11月24日から12月8日まで行い、パブリックコメントの意見等を踏まえ、12月の総合教育会議により、教育大綱の決定を行う予定である。

⇒パブリックコメントを踏まえ、12月の総合教育会議において決定することで承認された。

(事務局)

道徳教育の方向性についての説明